

令和 6 年 第 3 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 6 年 3 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和6年第3回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

1 番 岡森 喜与一  
2 番 山本 長栄  
3 番 松ノ木 睦男  
4 番 新田 善男  
6 番 細川 仁  
7 番 堂屋 剛  
8 番 木村 正美  
9 番 山崎 忍  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂下 千枝子

### 農地利用最適化推進委員

雫 石 藤村 博志  
雫 石 福崎 公博  
雫 石 徳田 雅博  
御 所 吉田 光彦  
御 所 米澤 晃  
御 所 川口 英敏  
御 所 細川 健一  
西 山 柿木 一明  
西 山 山田 裕明  
西 山 松本 光正  
御明神 南野 久晃  
御明神 木村 久雄  
御明神 砂壁 純也

## 4 欠席した委員

### 農業委員

推進委員 西山 高橋 浩之 御明神 伊藤 庄一 御明神 夷森 和人

## 5 議事

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地の現状変更に関する届出について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について  
議案第5号 令和6年度農作業参考料金額の設定について  
議案第6号 農業委員会自事務局職員の任免について

## 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和6年第3回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員13名、計23名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、会議録署名人には9番、山崎 忍委員 4番、新田 善男委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号～2号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」表のとおり11件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号「農地の現状変更に関する届出について」表のとおり1件提出がありました。

届出人 ○○ 田1筆、面積496㎡、変更の目的及び理由は、畦畔を除去することで、作業区画を整備し、作業効率をよくするためです。

場所は、参考資料にあります「現状変更：○○」となっているところで、位置は○○から○○へ500mに位置する場所です。

現地を確認したところ申請地は、田んぼが畦畔で区切られていることを確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ報告第1号～第2号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第1号について説明いたします。

番号1 ○○ 田1筆、畑3筆、面積計47,301㎡、3条使用貸借、貸付人○○、借受人○○。申請事由は、借受人が規模拡大することから使用貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約500m向かった場所等になります。

番号2 ○○ 畑1筆、面積1,351㎡、3条無償移転、譲渡人○○、譲受人○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから、贈与するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約230m向かった場所になります。

番号3 ○○ 畑1筆、面積1,356㎡、3条無償移転、譲渡人○○、譲受人○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから贈与するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約250m向かった場所になります。

番号4 ○○ 田1筆、面積2,342㎡、3条使用貸借、譲渡人○○、譲受人○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから、家族と使用貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約350m向かった場所になります。

番号5 ○○ 田1筆、面積4,378㎡、3条使用貸借、譲渡人○○、譲受人○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから家族と使用貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約400m向かった場所になります。

番号6 ○○、田1筆、面積1,003㎡、3条有償移転、譲渡人○○、譲受人○○。申請事由は、譲渡人が離農するため売買するもので

す。場所は参考資料にあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約50m向かった場所になります。

番号7 〇〇 田7筆、畑2筆、面積計13,836㎡、  
3条無償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農するため親族へ贈与に至ったものです。

場所は参考資料にあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところです。

番号8 〇〇 田3筆、面積計4,178㎡、3条有償移転、  
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。

場所は参考資料にあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約250m向かった場所になります。

いずれの案件も総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に現地確認報告を7番 堂屋委員にお願いします。

7番 堂屋委員

7番、堂屋です。先日3月15日に私と、川口推進委員、松本推進委員の4班3名と事務局で現地を確認してきました。前日に雪が降ったため先月同様、雪の中、足がとられるような中での現地調査でありましたので、困難を極めましたけれども何とか見てきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、現在も借受者が作付けしており、使用貸借後も引き続き牧草を作付けする予定であることから問題ないと思われれます。

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、贈与後も引き続き野菜を作付けする予定であるため問題ないと思われれます。

次に番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、贈与後も引き続き野菜を作付けする予定であるため問題ないと思われれます。

次に番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、リンドウが作付けされていた状況であり新規就農を理由に使用貸借を行います、家族が営農に関して応援する予定であり問題ないと思われれます。

次に番号5について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、リンドウが作付けされていた状況であり先ほどと同様、新規就農を理由に使用貸借を行います、家族が営農に関して応援する予定であり問題ないと思われ

次に番号6について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、現在も譲受者が作付けしており贈与後も、引き続き水稲などを作付けする予定であるため問題ないと思われ

次に番号7について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、現在も譲受者が作付けしており売買後も引き続き、水稲を作付けする予定であるため問題ないと思われ

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番 木村委員。

8番 木村委員

8番、木村です。2番と3番についてもう少し詳しく教えていただきたいと思

います。2番3番は、隣の農地というような状況になってますし、(〇〇さん、〇〇さん) 同じく〇〇から通うような感じになってますが、新規就農ということで今までこの人達は雫石町で作業するのは、はじめてなのか〇〇では作業をやって

いる人達なのかを教えていただきたいです。それと保有している機械のことも書いてありますが、どういう機械を持っていて、どういう野菜を作る予定で現在計画しているのか教えていただきたいです。

高橋係長

〇〇から、お2人ということですがこの方々は、苗字は違いますが親子関係になります。そして今までやってきたかという質問ですが、元々こちらの農地に関

しまして耕作する予定で購入し、60歳を過ぎて実際に耕作する予定になったので贈与という形になります。元々、無償のやりとりになるのですが以前に金銭のやりとりはあったというところでもそのままだけ置いていたところでもあるので今回は、正式に自分の所有として耕作するということで説明しました場所となっております。耕耘機等を使って作業する予定で作物は、かぼちゃ、さつまいもになります。

議長

はい、8番木村委員。

8番 木村委員

親子関係ということまでは分からなかったのですが、一人、一人ということなので親子で〇〇から通い農作業をするというシステムで進むのか、そして耕耘機だけという部分であれば、トラックのようなもので運転してくるのか今現在、雪の下になって分からないかもしれませんが元々、何を作付けしていた場所なのか教えていただきたいです。

高橋係長

今の状況は、ただただ荒れている状況ではなく参考資料をご覧になっていただ

くと何か作付けしていたと見受けられますが、何を作付けしていたのかまでは申し訳ございませんが把握はしておりません。

実際にこの方々が置く小屋などはありませんので、何か作業をする時は持ってきて、そして作業が終わったら持って帰るという予定であることを聞いておりました。

8番 木村委員 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号について説明いたします。

番号1 ○○ 畑1筆、面積373㎡、申請人 ○○、転用理由は、農家住宅を新築しようとするものです。

場所は参考資料にあります『4条：○○』となっているところで、○○から○○へ約2.5km向かった場所になります。

本件は、○○さんが所有する農地に農家住宅を新築する計画ですが、申請地周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を、松本推進委員にお願いいたします。

松本 推進委員 西山地区の松本です。番号1についてご報告いたします。

現地を確認したところ、申請箇所には測量の境界杭が設置されておりました。また農地区分等は事務局の説明のとおりであり、道路にも接していることから転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので議案第2号は原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第3号について説明いたします。  
貸し借りによる利用権設定について説明いたします。  
番号100、 田1筆、面積2,966㎡、新規、  
貸付人00、借受人00、期間10年。  
番号200、 田3筆、面積計5,192㎡、再設定、  
貸付人00、借受人00、期間5年。  
番号300、 田2筆、面積計3,063㎡、再設定、  
貸付人00、借受人00、期間2年9ヶ月。  
番号400、 田2筆、面積計2,464㎡、新規、  
貸付人00、借受人00、期間10年。  
番号500、 田2筆、面積計6,835㎡、新規、  
貸付人00、借受人00、期間10年。  
番号600、 田20筆、面積計8,054㎡、新規、  
貸付人00、借受人00、期間10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第4号について説明いたします。

番号1 ○○ 畑1筆、面積294㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、昭和41年頃隣接する宅地に牛舎を建築し、その後昭和57年頃に畜舎を増築する際農地にまたがって建築され宅地と一体的に利用し現在に至っています。

場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから非農地として証明することは問題ないと考えます。

番号2 ○○、畑1筆、面積311㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、昭和50年頃に隣接する宅地に居宅を新築する際、隣接する農地にまたがって建築され、宅地と一体的に利用し、現在に至っています。

場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。

なお、現地は居宅が建っており、一部は道路からの進入路として舗装されている状態でした。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、どの案件も非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を川口推進委員にお願いいたします。

川口推進委員

御所地区の川口です。番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり畜舎が建っており宅地と一体的に使用されている状態でした。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから適用外も止むを得ないと判断されます。

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり、居宅及び進入路として宅地と一体的に使用されている状態でした。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

- 議 長                    なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
                              ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。
- 委 員                    『全員挙手』
- 議 長                    全員挙手ですので議案第4号は原案のとおり決定いたしました。  
                              次に、議案第5号、令和6年度雫石町農作業参考料金額の設定についてを議題  
                              といたします。  
                              事務局の説明を求めます。
- 高橋係長                議案第5号について説明いたします。令和6年度農作業参考料金額の設定（案）  
                              について22ページをご覧ください。  
                              賃金設定につきましては、令和6年3月7日に農作業標準賃金設定検討委員会  
                              を開催し、学識経験者5名、農家代表として委託者・受託者11名の方に出席して  
                              いただき、検討の結果、オペレーター賃金（1時間）、畦畔等草刈作業（1時間・  
                              機械燃料待ち）、籾摺り時の色彩選別機を使用について、5%増額。その他は一律  
                              2%増額としました。理由としましては、材料代及び燃料費等の高騰によるため  
                              です。  
                              また、留意事項の「籾摺り時、色彩選別機を使用した場合」については、表中の  
                              「籾摺り（玄米）」の下の欄に掲載するよう変更いたしました。  
                              以上で説明を終わります。
- 議 長                    事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
                              質問、ご意見ございませんか。
- 委 員                    （なし）
- 議 長                    なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
                              ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。
- 委 員                    『全員挙手』
- 議 長                    全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。  
                              次に、議案第6号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。  
                              事務局の説明を求めます。
- 太田局長                議案第6号について説明いたします。農業委員会事務局職員の任免について  
                              総会資料23ページをご覧ください。  
                              職員の定期人事異動により雫石町長より協議があったので農業委員会に関する  
                              法律第26条第3項の規定により同意を求めるものです。

1. 町長部局に出向を命ずる職員

主任 高橋 真澄美 令和6年4月1日付けでの出向です。

2. 任用する職員

主任 上和野 恵太 令和6年4月1日付けの任用です。

なお、主任の上和野 恵太主任につきましては、平成30年度から令和元年度にかけて税務課で固定資産税の土地担当を務めておりまして、地番図関係も非常に詳しく、そして令和2年から令和5年度まで農林課にて畜産を担当しておりました。農林課での経験も長いので着任後、速やかに円滑に業務についていけるものと事務局の方で捉えているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この案件は人事案件ですので質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 『異議なし』

議長 異議なしと認め、これより採決に入ります。はじめに1番 町長部局に出向する職員 主任 高橋 真澄美について同意するかたの挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 はい、全員挙手ですので同意することに決定いたしました。  
次に、2番 任用する職員 主任 上和野 恵太について同意する方の挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので同意することに決定いたしました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和6年3月21日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 3 月 21 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 9 番

---

4 番

---